

平成19年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標

経済産業省告示第百六号
平成十九年三月三十日 公布

1 新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項

新エネルギー等電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 年度 (平成) | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|----------------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標量 (億 kWh) | 86.7 | 92.7 | 103.3 | 122.0 | 131.5 | 141.0 | 150.5 | 160.0 |

2 新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項

新エネルギー等発電設備は、今後、利用目標及び基準利用量を踏まえて着実に設置されることが必要であり、発電・供給コストの低減や潜在性を踏まえた適地選定等を通じ、当該発電設備の積極的かつ効率的な展開が必要である。

新エネルギー等発電設備の中でも、太陽光に係る発電設備については、他の電源と比較し、技術革新の余地が大きく、需要の創出による大幅な価格低減・普及拡大が見込まれること等を踏まえ、現状における他の電源との発電コストの差を踏まえた推進が必要である。

3 その他の事項（電力系統の整備に関する事項）

新エネルギー等による発電は出力が不規則に推移するとともに、発電所建設適地は送電系統が整備されていない遠隔地にある場合も少なくないことから、その大規模な導入を行うためには、これまでの対策を踏まえつつ、周波数変動抑制等の系統安定化や、既存系統の増強等を講ずることが必要となる。